



小松崎 ふみよし

政策 ジャーナル
Journal Vol.25



行動派宣言

THE WINTER 2010 ISSUE
Of KOMATSUZAKI, FUMIYOSHI

みなさんの広い意見を募集しております



Challenge For Advance! 若さ情熱! 地域密着!

平成22年第4回定例会一般質問の報告

平成22年12月13日

1. 財政力と市債と財源について

質問

- ・平成何年頃に市長は財政が好転すると思うか?
- ・市債発行額、生活保護費の市負担分、国民健康保険特別会計の法定外繰り入れ金額、両病院の事業会計の繰り入れ金額、人件費の過去10年の変遷と上級事務職員の採用数は?
- ・自民党和歌山県議団が遊興に対する課税導入の勉強会とは?

回答

義務的経費公債費と債務負担行為償還額のピークが平成27年と見込まれる、その後良くなると期待している。(他表1の財政状況と動かせない支出参照、金額は億円単位)

いわゆるパチンコに対する課税の研究会が2度開かれた事は承知している。

ズバリ! 結論

平成27年を過ぎ財政が好転するのであれば、市の仕事は保育園・給食調理等を更に民間に委託すれば対応できる。職員の自然減もあり、採用を平成33年頃まで抑制すべき。本市幹部の来賓挨拶にも財政危機の言い訳ばかりでなく、目途を立て平成33年までの我慢、等の話を付け加えて理解を求め、その後の明るい見通しも説明すべき。パチンコ業界は30兆円産業、トヨタ自動車の年商にも匹敵します。遊興にも課税導入すべく、国への要望を検討して欲しい。

表1市の財政状況と動かせない支出 (国保と病院は制度変更の都合上年度を動かしてあります。)

項目	10年前(平成12年)	3年前(平成19年)	昨年度(平成21年)
一般会計歳入決算額	3472億円	3599億円	3531億円
一般会計歳入決算額 うち市税	1691億円	1778億円	1724億円
一般会計歳入決算額 うち市債	492億円	700億円	430億円

国の制度で決まっているもの、市立病院は不採算科目も診療すべきなので以下の通り

生活保護市負担決算額	27億円	48億円	58億円
国民健康保険事業法定外繰入れ額	26億円	46億円(平成18年)	40億円(平成20年)
病院事業繰入れ額	34億円	45億円(平成18年)	42億円(平成20年)
現状動かせない額の合計	94億円	138億円	148億円

給与費決算総額	784億円	760億円	730億円
上級事務職採用数	23人	46人	58人

*給与費総額は減っているのに上級事務職採用は増えている、採用を抑制し民間委託を増やすべき。

「あいつて」

尖閣諸島問題等での外交の迷走により、国の根幹が揺らぎました。子ども手当の上積み分は国負担を検討していますが、現在でも17億円もの千葉市の負担が置き去りにされ、財政を更に硬直化させています。その影響は市の将来への投資を妨げる事に繋がります。平成二十七年度から財政は好転する見込みですが、一方で上級事務職員の採用が増えています。採用を控え、その分冠水・高齢化社会対策等の生活関連施策や、削減された市民サービスに充てるべきです。先輩・同僚議員のご配慮でほぼ毎回、一般質問を行い多くの要望・提案をし、成果を得ることが出来ました。この度、4年の任期で最後の機会となり、財源対策の提案も行えます。ご意見ご要望をお待ちしております。

2. 老朽化中高層住宅の建て替え支援と法定外道路について

質問A (中高層住宅)

老朽化した中高層分譲住宅建て替えに対して市長の見解は? 高さ制限の提案に対する住民が不安を抱かない策は? 担保価値・融資対象としての金融機関の見解は? 市内内陸部は制限が20M、約6階以上の住戸に現在居住する住民の権利関係は? 内陸部と海浜部の線引きの基準は? 建て替え推進決議済みの真砂第3団地の住民の意見は?

回答

中高層住宅建て替えは重要、分譲マンション再生合意形成支援制度を創設、今後も支援する。一定の条件の下で再建築に対する既存の権利が損なわれないような緩和措置などを検討。金融機関には聞いていないが必要があれば聴取する。千葉県「高度地区指定に関するガイドライン」、他市先例によって策定。真砂の住民からは緩和策が不明、地区計画が条件では時間的に困難で反対との意見あり。

ズバリ! 結論

市長は現在も建て替えに前向き、変わらず安心した。工事等の経済効果は市費を使わず莫大、税源涵養に建て替えは有益、コストの低い埋め立て地のようなもの。建て替えの支援メニューに地盤等の調査費用支援も検討して欲しい。

質問B (戸建て住宅)

平成11年の建築基準法改正で、法第43条但し書きの取り扱いが変更されたことに伴う、老朽化した戸建て住宅の再建築の取扱いは?

回答

法改正前は建築主事が安全を判断し許可。建築審査事務の民間開放により通路幅員等基準により戸建て住宅の再建築は市長が認め場合に建築審査会の同意で許可。

ズバリ! 結論

再建築は隅切り等不足でも最低限の条件が揃えば建築審査会を経て許可になるが、担保価値が下がり融資の対象にならない、再建築の場合は新築より大幅に建築審査会の料金の引き下げのべき。隅切りも入り口の住民の賛同を得るのが困難、国に条件緩和を要望すべき。